

# 社会福祉法人舟形町社会福祉協議会定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人舟形町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第48条に基づき、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 評議員及び評議員会

### (評議員の構成)

第2条 定款第6条に規定する評議員は、この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 選任候補者の推薦の提案は、次の機関又は団体等に属する者の中から理事会が行う。

- ① 住民自治組織の団体
- ② 民生児童委員協議会
- ③ ほほえみ保育園の保護者会
- ④ 公私社会福祉事業を営む団体の役員
- ⑤ 住民組織ボランティア活動者、民間社会福祉団体の代表者等
- ⑥ 学識経験者

### (評議員会の招集)

第3条 評議員会の招集にあたっては、開催日時、場所及び会議に付すべき事項を示して開催の1週間前までに書面（電磁的方法による通知も可）を以って評議員に通知しなければならない。

## 第3章 理事及び理事会

### (理事の構成)

第4条 定款第18条に規定する理事は、次の機関又は団体等に属するものの中から評議員会の決議によって選任する。

- ① 住民自治組織の団体
- ② 民生児童委員協議会もしくは公私社会福祉事業を営む団体の役員
- ③ 社会福祉行政関係機関
- ④ 住民組織ボランティア活動者、民間社会福祉団体の代表者等
- ⑤ 学識経験者

### (理事会の招集)

第5条 定款第26条に定める理事会は、毎会計年度終了後4月を超える間隔で2回以上開催しなければならない。

2 会長が認めた場合、又は、理事から請求があった場合は、臨時に理事会を開催することができる。

3 理事からの請求により理事会を開催する場合は、開催日時、場所及び会議に付すべき事項を示して請求があった日から5日以内に書面を以って理事に通知しなければならない。

## 第4章 監査

### (監査報告書の作成)

第6条 監事は社会福祉法第40条及び定款第22条により、その職務を行った時は、監査の日時、場所、監査の概要を付した監査報告書を作成し、署名・捺印の上、会長に報告しなければならない。

ない。

2 監事は、監査を実施するとき職員にその事務を補助させることができる。

## 第5章 事務局並びにほほえみ保育園職員

(事務局並びにほほえみ保育園)

第7条 事務局に職員の職として事務局長、主査、係長、主任、主事を置くとともに、必要に応じて次の職を置く。

事務局次長、業務員。

2 ほほえみ保育園に職員の職として、園長、副園長、主任保育士、保育士を置くとともに、必要に応じて次の職員を置く。

栄養士、保育支援員、業務員。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の業務を統括する。

4 園長は、会長の命を受けてほほえみ保育園の業務を統括する。

5 事務局長又は、園長に事故ある時は予め会長より指示された職員がその職務を代理する。

(職員の給与)

第8条 事務局職員の給与は社会福祉法人舟形町社会福祉協議会職員の給与等に関する規程による。

2 ほほえみ保育園職員の給与は、社会福祉法人舟形町社会福祉協議会保育職員給与規程による。

## 第6章 資産及び会計

(資産の種類)

第9条 本会の資産は次のとおりとする。

①財産目録記載の財産

②会員の会費及びその他の拠出金

③共同募金の配分金

④負担金、補助金及び交付金

⑤委託金

⑥社会福祉事業に伴う収入

⑦資産から生じる収入

⑧寄付金

⑨その他の収入

(会計)

第10条 常務理事は、会計規程の定めるところにより、本会の資産の管理及び出納事務一切を掌握する。

2 常務理事は、常に資産の状態を明確にしておかなければならない。

## 第7章 会員

(会員)

第11条 本会の主旨、目的に賛同し、目的達成に協力するものを以って会員とし舟形町全戸を対象とする。

(会費)

第12条 会費は、別に定める会費基準及び納期規定により納入する。

## 第8章 部会及び委員会

(委員会)

第13条 本会にたすけあい資金運営委員会を置く。

- 2 前項に定めるものの他、必要に応じ理事会が決定し、委員会を置くことができる。
- 3 委員会の運営は、委員会規程によるものとする。
- 4 委員会規程は、評議員会が定める。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から適用する。

平成9年2月21日一部改正

平成14年7月30日一部改正

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から適用する。